

新潟県教育委員会告示第2号

新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程（昭和50年新潟県教育委員会告示第8号）の一部を次の表のように改正し、令和8年3月24日から実施する。

令和8年3月24日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（辞令書）</p> <p>第24条 第3条第3号から第24号までに掲げる行為を行う場合は、別記第2号様式による辞令書を交付して行う。</p> <p>ただし、<u>同条第3号（地方教育行政法第40条の規定によるものに限る。）</u>、<u>第4号から第9号まで及び第19号（地方教育行政法第40条の規定によるものに限る。）</u>に掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。</p>	<p>（辞令書）</p> <p>第24条 第3条第3号から第24号までに掲げる行為を行う場合は、別記第2号様式による辞令書を交付して行う。</p> <p>ただし、<u>同条第4号から第9号までに掲げる行為を行う場合は、文書その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。</u></p>